

## 補助金等事業概要

補助事業名	一般社団法人佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会運営費補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	佐渡市内の医療・介護・福祉の連携を強化し、持続可能な社会保障サービスを持续していくために、一般社団法人佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	一般社団法人佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会
補助対象経費	人件費、事務費
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>9,000千円</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由</p>
補助率等	<p>予算の範囲内において補助金を交付する。            人件費　補助対象経費の10／10を上限とする。            事務費　補助対象経費の1／2を上限とする。</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由            市内の医療・介護・福祉の連携強化し、将来に渡って持続可能な社会保障サービスの構築などは、市が行うべき仕組みづくりであるため。</p>
数値目標等	<p>B 数値化不可</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法            市内の医療・介護・福祉の連携を強化し、将来に渡って持続可能な社会保障サービスの構築を図るが数値化はできない。</p>
補助制度開始	令和4年4月1日
見直し時期	令和6年9月30日
補助終期	<p>令和7年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>一般社団法人佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会からの申請</p>
事業担当	<p>（担当部署） 高齢福祉課</p> <p>（電話番号） 0259-63-3790</p>